

令和3年度第2回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会議事録

1 日時 令和3年12月22日（水）

〔前半〕午前10時00分から11時30分まで

〔後半〕午前11時35分から12時15分まで

2 会場 千葉市役所 8階 正庁

3 出席者

【委員】 岡本（武）委員、亀井委員、川畑委員、齋藤（一）委員、住吉委員、高山委員、武井委員、竹川副会長、鳥越委員、松崎委員、山口委員、山下会長

【臨時委員】 岡本（博）委員、鈴木委員、津田委員、長岡委員

※臨時委員は前半のみ参加。

※山口委員はWEB会議サービスにより参加。

※〔前半〕20人中16人の委員が出席〔後半〕15人中12人の委員が出席

【事務局】〔前半〕

健康福祉部：富田部長

地域福祉課：和田課長、小林課長補佐、佐藤主査

市民自治推進課：平野課長

保護課：鳩川課長

地域包括ケア推進課：前嶋課長

健康推進課：松本課長

高齢福祉課：清田課長

各区保健福祉センター

中央区：根岸所長、花見川区：市原所長、稲毛区：鈴木所長

若葉区：前嶋所長、緑区：緑川所長、美浜区：大塚所長

千葉市社会福祉協議会：地域福祉総務課 山内担当次長

：地域福祉ボランティアセンター 森所長

各区事務所 花見川区：猪野所長、稲毛区：中山所長

若葉区：吉田所長、緑区：石毛所長、美浜区：金澤所長

※各区保健福祉センター

中央区：根岸所長、花見川区：市原所長、稲毛区：鈴木所長、

若葉区：前嶋所長、緑区：緑川所長は、WEB会議サービスにより参加。

※千葉市社会福祉協議会：地域福祉ボランティアセンター 森所長、

各区事務所 花見川区：猪野所長、稲毛区：中山所長、若葉区：吉田所長、

緑区：石毛所長、美浜区：金澤所長は、WEB会議サービスにより参加。

〔後半〕

保健福祉局：松島次長

保護課：鳩川課長 渡邊主任主事

※傍聴人 1 人

4 議 題

- (1) 支え合いのまち千葉推進計画（第 5 期千葉市地域福祉計画）の原案について
- (2) 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について

5 会議の概要

(1) 議題 1 〔前半〕

支え合いのまち千葉推進計画（第 5 期千葉市地域福祉計画）の原案について

事務局から「支え合いのまち千葉推進計画（第 5 期千葉市地域福祉計画）の原案について」について、資料 1-1～1-4 に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

(2) 議題 2 〔後半〕

千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について

事務局から「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案」について資料 2-1～2-6 に基づく説明を行い、審議が行われ、了承された。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（佐藤主査） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから令和 3 年度第 2 回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催いたします。

私は本日の司会を務めさせていただきます。地域福祉課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をさせていただきます。

次第下部、配布資料をご覧いただきまして、ご確認をお願い申し上げます。

不足等ございましたら事務局までお願いいたします。

続きまして、会議の成立と公開についてご報告させていただきます。

本審議会の開催には、千葉市社会福祉審議会条例第 6 条第 3 項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、本日は、委員総数 20 人のうち、緑区支え合いのまち推進協議会委員長の岡本様は、遅れる旨の連絡をいただいております、このほか、WEB でのご参加も含めまして、現時点で、15 人ご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

また、千葉市情報公開条例等の規定によりまして、本審議会の会議は公開となり、議事録を公表することとなっておりますので、あらかじめご承知いただきますようお願い申し

上げます。なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますよう、お願いいたします。

続きまして、本日の流れを説明させていただきます。

お手元の次第をご覧ください。本日は、議題が2つございまして、前半と後半の2部制とさせていただきます。前半の議題で、概ね1時間半程度、後半の議題で、概ね30分程度を予定しており、途中休憩を含めまして、12時の終了を見込んでおります。

まず、前半につきましては、地域福祉課が担当し、議題（1）「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について」ご審議いただきます。

議題（1）が終了しましたら、10分間の休憩を挟みます。臨時委員の皆様方におかれましては、議題（1）でご退席いただきますが、引き続き、後半の議題につきましても、傍聴いただくことが可能でございます。休憩中に、事務局よりお声がけさせていただきます。

次に、後半ですが、事務局が交代しまして、保護課が担当いたします。議題（2）「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について」ご審議いただきます。

会議の途中で、事務局職員の入れ替えをさせていただくため、慌ただしくなり、ご迷惑をおかけしますが、よろしく願い申し上げます。

続きまして、第1回分科会が書面開催となり、今年度の対面での開催は、今回が最初になりますので、新任委員の3名をご紹介します。

まず、千葉市議会議員（保健消防委員会委員長）、亀井琢磨委員です。一言お願いいたします。

○亀井委員 亀井でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 亀井委員、ありがとうございました。続きまして、千葉市社会福祉協議会地区部会連絡会代表、川畑利博委員です。一言お願いいたします。

○川畑委員 川畑でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 川畑委員、ありがとうございました。続きまして、稲毛区支え合いのまち推進協議会委員長、鈴木金作委員です。一言お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（佐藤主査） 鈴木委員、ありがとうございました。続きまして、開会にあたりまして、保健福祉局 健康福祉部長の富田よりご挨拶を申し上げます。

○事務局（富田部長） 皆様おはようございます。

健康福祉部長の富田でございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当分科会にご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

本日でございますが、先ほど司会からもご案内させていただきましたが、二部制とさせていただきます。

前半は、第5期地域福祉計画策定に向け、支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について、後半は千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、ご審議をいただきたく存じます。

前半の議題、支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）につきましては、令和元年11月の分科会で審議をスタートいたしましたが、これまでの間、新型コロナ

ナウイルス感染症の影響があり、約2年にわたる計画策定となりました。

前回、9月の第1回分科会は書面開催とさせていただきましたが、皆様方には、計画の素案についてご審議をいただいたところでございます。その後、地域の取組みを定めます区支え合いのまち推進計画につきましては、地域の皆様にご尽力をいただきまして、各区の推進協で協議を重ねていただき、この12月までに、区支え合いのまち推進計画案として決定していただいたところでございます。

また、市の取組みにつきましても、来年度の予算編成作業等を踏まえながら、計画に盛り込む事業や施策の取りまとめを行って参りました。これらを踏まえまして、委員の皆様には、計画の原案についてご審議いただくこととなりますが、本日の分科会でご承認をいただいた後は、来月からパブリックコメント手続におきまして、市民の皆様からご意見を頂戴する予定となっております。

後半の議題につきましては、事務局を入れ替えさせていただきまして、保護課より千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、ご説明をさせていただきます。

それでは、限られたお時間になりますが、専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

本日もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

○事務局（佐藤主査） それでは次第の2に入りたいと存じます。ここからは山下会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

（2）議題1 支え合いのまち千葉推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について

○山下会長 おはようございます。山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に従いまして、これより次第の2、議題1、支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案について入らせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（和田課長） 地域福祉課長の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

まず、議題に入ります前に書面開催となりました9月2日の第1回地域福祉専門分科会の進捗状況についてご報告申し上げます。

委員の皆様より多くのご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。先日、承認いただいたところですが、追加のご意見を頂戴しておりますので、本日、ご意見に対する市の考え方を示した上で、計画原案の審議に入らせていただければと存じます。

最終的な議事録につきましては、改めて確認依頼をさせていただく予定でございます。お時間を要しておりますが、誠に申し訳ございませんが、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初にA3判の資料1-1「令和3年度第1回地域福祉専門分科会における委員からの追加のご意見（要旨）と市の考え方」をご覧ください。

多くのご意見を頂戴しましたが、ここでは、素案を修正し、原案に反映させた箇所につきまして、説明させていただきます。お手数ですが、原案の資料1-3もお手元にご用意

をお願いいたします。

資料裏面の議題(2)支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の素案についてのご意見と市の考え方の欄の武井委員の欄をご覧ください。

まず、①ですが、策定の趣旨に、社協地区部会が各区地域福祉計画を担っている記載がない、とのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、資料1-3の1ページの下から5行目の「さらに、各地域においては」の次に、「社協地区部会が中心となり、町内自治会や民生委員・児童委員をはじめとする様々な関係者・団体により、各区地域福祉計画を推進しており」という文言を追記いたしました。

次に、②ですが、用語の定義の削除についてのご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、ご意見のとおり、削除いたしました。

次に、③ですが、第4期地域福祉計画の推進状況のうち、地域の取組みの文章の主語についてのご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、素案では、「社協地区部会を中心とした地域住民等が」と「社協地区部会が」という主語が2つとなっておりますが、原案では、資料1-3の33ページの「ア 地域の取組み」の5行目の「構成しています」の次に「社協地区部会が、地域の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら」と記載し一本化いたしました。

次に、④ですが、圏域の考え方の地区部会エリアより身近な圏域での実施が効果的な取組みの例についてのご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、素案では、一例として「地域支え合い活動」を記載しておりましたが、資料1-3の40ページの「2 圏域の考え方」の2行目に記載のとおり、「見守り活動」に修正いたしました。

以上が、ご意見を踏まえ、修正した箇所になります。このほかの部分につきましては、後ほどご覧いただければと存じます。

次に、「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)の原案について」資料に基づきご説明申し上げます。

お手元のA4判横の資料1-2「支え合いのまち千葉 推進計画(第5期千葉市地域福祉計画)【原案】(要旨)」をご覧ください。

計画書原案自体は200ページを超えますので、本日は、まず、計画原案の要旨について、ご説明させていただき、後ほど、素案からの主な変更点等について、説明させていただきます。

初めに、3ページをご覧ください。「1 策定にあたって」についてです。

まず、「(1)計画の位置づけ」ですが、この計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。地域福祉計画は、社会福祉法において、地域福祉の推進に関する事項として、地域における高齢者、障害者、児童、そのほかの各福祉分野が共通して取り組む事項等を一体的に定めるものとされていることから、成年後見制度利用促進基本計画と一体的に策定することといたしました。

次に、4ページをご覧ください。「(2)計画期間」ですが、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、令和5年度中に中間見直しを実施する予定です。

次に、5ページをご覧ください。「(3)計画の体系」ですが、第1章から第8章までの構成となっております、最後に資料編として、関係資料や統計などを掲載しております。第1

章から第3章までは本市における地域福祉の現状及び方向性について、第4章から第7章までは具体的な取組みや事業について、第8章は地域福祉計画の推進の体制について、それぞれ記載しております。

次に、「2 地域福祉を取り巻く状況」についてです。まず、7ページをご覧ください。

「(1) 人口の推移」ですが、令和3年9月末現在の本市の総人口が97万7千人、そのうち65歳以上の高齢者人口の割合は26.2%、15歳未満の年少人口の割合は、11.6%となっております。将来推計では、令和22年には、高齢者人口の割合が35.6%まで増加するとともに、年少人口の割合が10.7%まで減少すると見込まれており、今後も少子高齢化は進行する見通しとなっております。

次に、8ページをご覧ください。「(2) 地域福祉活動への参加状況」ですが、今年度を実施した地域福祉活動に関する市民意識や行動についてのWEBアンケート調査では、地域福祉活動に参加したことが「ある」人の割合は、29.1%にとどまるものの、今後「機会があったら参加したい」人は44.6%で、全体の約7割の人に参加意向があるという結果でした。

次に、9ページをご覧ください。「(3) 生活課題の複雑化・複合化の状況」ですが、令和元年6月に市内131相談機関等を対象に実施したアンケート調査では、単独の窓口だけでは解決が困難な相談を受けることがあると回答した相談機関等の割合は92%、こうした相談が年々増えていると回答した相談機関等の割合は63%となっており、複雑化・複合化した相談等は増加傾向にあることがわかります。

次に、10ページをご覧ください。「(4) 第5期計画への課題」ですが、「少子高齢化の進行に伴う要支援者の増加及び担い手の減少」や「生活課題の複雑化、分野をまたぐ複合的な課題を抱える相談の増加」などが挙げられ、これらの課題に対しては、地域の支え合いの力を高めていくことや、ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制の構築に向け、取組みを進めていくことが必要です。

次に、「3 第5期計画について」です。12ページをご覧ください。

「(1) 計画の方向性」ですが、社会福祉法の理念や第5期計画への課題を踏まえ、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会の実現」を目指します。そのためには、地域の支え合いの力を高めるとともに、「包括的な支援体制の構築」に向けた検討が必要となって参ります。

次に、「4 市の取組み」についてです。15ページをご覧ください。

「(1) 第5期計画の基本理念・基本目標・取組方針・施策の方向」ですが、基本理念につきましては、令和5年度のスタートに向けて現在策定中の新たな市基本計画を踏まえ、「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」とし、基本目標としては、「地域共生社会の実現」を設定いたしました。

この基本目標を実現するための市が取り組むべき施策について、3つの取組方針ごとに施策の方向を掲げ、その下に主要施策と主な取組事業を位置付けました。

ここで、資料1-4「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）素案からの主な変更点」の説明を挟ませていただきますので、A3判横の資料1-4をご用意いただけますでしょうか。

まず、記載の表の2行目、第5章の「取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める」の「施

策の方向1「持続可能な地域づくり」の主要施策の項目についてです。素案の欄に記載のとおり、素案では主要施策を3項目としておりましたが、その右の欄の原案では、主要施策を4項目としたいと考えております。これは、市の取組みを整理する中で、新たに「地域づくりに向けた支援」として、施策を分類する必要性が生じたことによるものです。

次に、記載の表の3行目、取組方針Ⅱについてです。素案では、「誰も置き去りにしない、断らない相談支援体制を構築する」としておりましたが、原案では、「誰も置き去りにしない」を、市民にとってより親しみやすくやわらかい表現とするため、「ひとりぼっちにしない」に修正したいと考えております。

次に、記載の表の4行目、同じく取組方針Ⅱの「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」の主要施策の項目についてです。素案では、主要施策を3項目としておりましたが、原案では、これを2項目としたいと考えております。これは、市の取組みを整理する中で、「日常生活自立支援事業の充実」の項目を、新たに「権利擁護」として分類する必要性が生じたことと、「成年後見制度利用促進」の項目を第6章の「成年後見制度利用促進基本計画」の中で、整理することとしたことによるものです。

それでは、資料1-2にお戻りいただき、16ページをご覧ください。「(2) 施策の展開」についてです。施策の方向ごとに、主な取組事業についてご説明させていただきます。

最初に、「取組方針Ⅰ 地域の支え合いの力を高める」の「施策の方向1 持続可能な地域づくり」ですが、「主要施策(1) コロナ等の感染症禍における地域福祉活動の再開・継続への支援」では、「生活支援体制の充実」として、日常生活圏域を担当する第2層の生活支援コーディネーターをあんしんケアセンターに配置し、活動を強化します。

「主要施策(2) 地域福祉活動におけるオンラインの活用支援」では、高齢者のデジタル活用の不安の解消に向けて、スマホ講座を開催します。

「主要施策(4) 地域づくりの担い手、リーダーの育成」では、地域課題の解決力を強化するため、ちばし地域づくり大学校において、地域福祉活動・ボランティア活動の担い手やリーダーとして活躍できる人材を養成します。

次に、17ページをご覧ください。「施策の方向2 多様な居場所づくり」ですが、「主要施策(2) 地域福祉活動の拠点確保」では、公民館の運営に地域が参画できるようにすることで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。

次に、「施策の方向3 介護予防・健康づくり・生きがいくくり」についてですが、「主要施策(2) 生きがいくくり」では、高齢者の就労や地域活動の総合相談窓口である「生涯現役応援センター」の出張相談を積極的に展開し、機能強化を図ります。

次に、18ページをご覧ください。「施策の方向4 誰もが安心して暮らせる地域づくり」ですが、「主要施策(1) 生活支援サービスの拡充」では、「地域支え合い型訪問支援・通所支援」として、買い物等の生活支援サービスや、サロン等の高齢者の居場所づくりを行う町内自治会やNPO法人等に対して助成します。

次に、19ページをご覧ください。「取組方針Ⅱ ひとりぼっちにしない、断らない相談支援体制を構築する」の「施策の方向1 包括的な相談支援体制の構築」ですが、「主要施策(1) 包括的な相談支援体制の構築」及び「主要施策(4) サロンなど身近な居場所における地域住民等による相談体制づくりへの支援」では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本市に適した包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進

めます。

次に、20ページをご覧ください。「施策の方向2 生きづらさを抱えている人への支援」についてですが、「主要施策（6）再犯防止の推進」では、「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、本市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を策定します。

次に、21ページをご覧ください。「施策の方向3 虐待防止・権利擁護」についてですが、「主要施策（1）虐待防止」では、民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施など、高齢者、障害者、児童に対する虐待やDVの防止、早期発見、早期対応に向けた取り組みや支援を行います。

次に、22ページをご覧ください。「取組方針Ⅲ 社会資源の創出を促進する」の「施策の方向1 多様な主体との連携」ですが、「主要施策（2）企業、学校、NPOなど多様な主体との連携の促進」では、各区のあんしんケアセンターの圏域ごとに、地域、医療、介護、生活支援等の関係者が参加する多職種連携会議を実施し、在宅医療介護連携のテーマに基づいて、地域の抱える様々な課題を抽出し、共有します。

次に、「5 成年後見制度利用促進基本計画」についてです。24ページをご覧ください。

この成年後見制度利用促進基本計画につきましては、弁護士、司法書士及び社会福祉士の方々に個別に相談するとともに、あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センターの方々も構成員となっております「成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワークの構築に向けた専門調査会」という協議体の中で複数回にわたる議論・検討を経て取りまとめたものとなります。これまで、第5期地域福祉計画の中で一体的に策定することを骨子や素案の中ではお示ししておりましたが、今回はその全体を掲載させていただきましたので、少し詳しく説明させていただきます。

「（1）計画策定にあたって」ですが、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村における成年後見制度利用促進基本計画の策定が努力義務化されました。本市においては、成年後見制度の利用促進に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市成年後見制度利用促進基本計画」を「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」と一体的に策定いたします。

次に、25ページをご覧ください。「（2）成年後見制度を必要とする人を取り巻く状況と課題」の「①認知症高齢者数の推移」ですが、本市では高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の増加が予測されております。

次に、26ページをご覧ください。「②療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移」ですが、いずれも平成28年以降増加しております。障害者の親の高齢化や親亡き後の問題など、障害者の権利擁護支援ニーズは増加することが予測されます。

次に、27ページをご覧ください。「③成年後見制度の認知状況」ですが、制度の内容まで知っている方は、17.5%でしたが、全体の約半数の方は制度の名称まで知っているとの結果となりました。

次に、28ページをご覧ください。「④課題」ですが、成年後見制度を必要とする人の背景及び調査結果から、4点を課題として挙げております。

1点目は、ご家族や民生委員をはじめとする近隣住民の方等、制度利用を必要としている人の身近な方が気づき、適切に制度の利用に繋がるよう、成年後見制度への理解を広め

る必要があること。

2点目は、認知症により判断能力が低下してきた方等、制度の利用を必要としている人を早期に発見するとともに、あんしんケアセンター等の相談窓口につなげられる体制を整備する必要があること。

3点目は、相談支援機関と行政が連携し、迅速かつ適切に制度利用につなげる体制を整備する必要があること。

4点目は、後見等開始後も本人に身近な親族や福祉、医療、地域の関係者と後見人が連携して本人を支援する体制を整備する必要があること、としています。

次に、29ページをご覧ください。「(3) 計画の基本方針・施策の体系」ですが、基本方針は、権利擁護支援を必要とする人の尊厳と意思が尊重され、住み慣れた地域で希望を持って暮らし続けることができるまちの実現を目指すことを掲げ、権利擁護支援が必要な人を社会全体で支え、安心して暮らし続けられるまちづくりを進めて参ります。

また、施策の体系につきましては、5つの施策を掲げております。

次に、30ページをご覧ください。「(4) 施策の展開」についてです。「施策1 成年後見制度利用促進に向けた体制整備」の取組みですが、本市では、平成30年に千葉県成年後見支援センターを権利擁護支援の中核機関として位置付けており、中核機関を中心に、司法、医療、保健、福祉及び地域の関係機関等が連携する権利擁護支援のネットワークの構築を進めております。権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築は、成年後見制度の普及啓発、制度の利用に向けた支援の充実、後見開始後の適切な支援の実施、後見活動の担い手の確保、の全ての施策に繋がるものと考えております。

次に、「施策2 成年後見制度の普及啓発」の主な取組み事業では、市民に対し、制度利用のメリットについて周知するとともに、医療・福祉の関係機関や、市民の生活に関係する金融機関をはじめとする企業などを対象に講習会を行うことで、成年後見制度への理解を広め、地域において権利擁護支援を必要とする人を早期に発見し、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。

次に、31ページをご覧ください。「施策3 成年後見制度の利用に向けた支援の充実」の主な取組みですが、地域の身近な第一次相談窓口であるあんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター等において権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、支援に努めるとともに、第二次の専門相談窓口である成年後見支援センターと連携し、専門的観点から支援方針の検討を行い、適切に制度に繋ぐ体制を整備します。

また、必要に応じて、市長による後見開始等の申立てを進めて参ります。

「施策4 チームによる適切な支援の実施」の主な取組みですが、本人に身近な親族や医療、福祉、地域の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守り、状態に応じた適切な対応が行えるよう、成年後見支援センターが中心となり、支援関係者間の連携体制の構築を図ります。

次に、32ページをご覧ください。「施策5 後見活動の担い手の養成・育成支援」の主な取組みですが、今後、成年後見制度の利用を必要とする方の増加が予測されることから、市民後見人をはじめ、司法、福祉等の専門職や後見受任団体等の後見活動の担い手を確保するとともに、制度の利用を必要とする方の尊厳や利益が守られた制度となるよう、後見人等のスキルアップを図る研修等を実施します。

また、成年後見支援センターにより、親族後見人の支援を行います。

次に、「6 地域の取組み（住民同士の支え合い）」についてです。34ページをご覧ください。「(1) 区支え合いのまち推進計画のポイント」ですが、地域活動の状況等から区の課題を抽出し、「基本目標」、「基本方針」を策定しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により地域活動が制限されていることから、「具体的な取組み」と「重点取組項目」につきましては、令和5年度中の中間見直しまでに、各区支え合いのまち推進協議会で検討を行い、策定することも可能といたしました。

次に、35ページと36ページをご覧ください。「(2) 区支え合いのまち推進計画」ですが、各区の取組みの方向性を記載しております。

次に、「7 計画の推進」についてです。38ページをご覧ください。

「(1) 計画の推進体制」ですが、地域の体制につきましては、社協地区部会が、地域の様々な団体と連携を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を図り、取組みを推進してまいります。

また、市の体制につきましては、他の個別計画と整合を図りながら、関連部署との連携を密にして取組みを推進してまいります。

次に、39ページをご覧ください。「(2) 計画の評価」ですが、地域に関わる様々な方の意見を反映させながら計画を推進するため、「地域福祉専門分科会」と「各区支え合いのまち推進協議会」において、それぞれ計画の進捗確認及び評価を行います。

「地域の取組み」につきましては、各区支え合いのまち推進協議会が、「市の取組み」につきましては、地域福祉専門分科会が、成果と課題を検証いたします。

最後に、41ページをご覧ください。「8 今後のスケジュール」についてです。

本日、「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）」の原案について御審議をいただきまして、来月1月17日から2月16日までパブリックコメント手続きによる意見聴取を実施し、市民の皆様からご意見をお伺いします。その後、パブリックコメントの結果を反映した計画の最終案を作成し、3月下旬に開催予定の第3回地域福祉専門分科会において最終案のご審議をいただき、確定となる運びでございます。

次に、資料1-3「支え合いのまち千葉 推進計画（第5期千葉市地域福祉計画）の原案」について、説明してまいります。資料1-3をご覧ください。

書面開催となりました第1回分科会でお示しした素案から、統計データ等の追加等を行いまして、計画書原案を冊子にいたしました。時間の都合上、そのすべてについてご説明することはできませんので、先ほどの資料1-4でご説明した箇所のほかに変更した点や、特にご注目いただきたいところを中心に説明させていただきます。

それでは、まず、25ページをご覧ください。25ページからは、地域における主な活動主体とその役割として、地域福祉活動を担っている様々な団体等を紹介しております。

その中に、31ページですが、「㊟障害者基幹相談支援センター」を新たに追加しております。この障害者基幹相談支援センターにつきましては、障害者総合支援法に基づき設置され、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、令和2年10月に開設したものです。

続きまして、43ページをご覧ください。「第4章 地域の取組み（住民同士の支え合い）」になります。こちらの第4章では、各区の推進協において御承認いただきました区支え合

いのまち推進計画の原案を掲載させていただいております。区推進協の委員長の皆様におかれましては、原案の審議に御尽力くださりありがとうございます。ありがとうございました。

続きまして、83ページをご覧ください。「第5章 市の取組み」になります。

具体的な取組みにつきましては、86ページ以降に掲載しております。具体的にどのような形で市の取組みを掲載しているかについて、ご説明させていただきます。

例えば、86ページをご覧くださいなのですが、「取組方針」及び「主要施策」についての「現状や課題」、それらを踏まえた「今後の取組方針」を掲載し、その「主要施策」に関する具体的な市の取組みを掲載しております。

また、第5期計画では、市民の皆さまが読みやすい計画にするとともに、地域福祉に関する意識の醸成や市の施策への理解を図るため、市の取組みに関するコラムを掲載することといたしました。たとえば、88ページの「スマホ講座」ですとか、90ページの「地域活性化支援事業」など、合わせて14のコラムを掲載しております。

さらに、市と市社会福祉協議会がどのように連携して地域福祉を推進していくのかを示すため、例えば、95ページをご覧くださいなのですが、市の「施策の方向」に関連する市社会福祉協議会の取組みを整理し、掲載しております。

なお、市社会福祉協議会の事業や施策につきましては、現在、地域福祉活動計画を策定中であることから、今後変更する可能性がございますのでご了承ください。

続きまして、139ページをご覧ください。「第6章 成年後見制度利用促進基本計画」を掲載しており、事業・施策の内容等を記載いたしました。

続きまして、154ページをご覧ください。第7章は、取組事例の章になります。こちらでは、地域福祉活動をより積極的に推進するため、コロナ禍でも活動を継続するために工夫している取組事例をご紹介します。

1つ目の事例は、社協檣橋地区部会における「フードパントリー」の事例を紹介しております。この事例は、コロナの影響で、飲食を伴う「子ども食堂」が開催できなくなりましたが、食品や日用雑貨を無料で提供することで、ひとり親家庭などを支援している事例になります。

次に、156ページをご覧ください。2つ目の事例は、社協白井地区部会の事例で、「コロナ禍でも何かできることはないか」「人と人のつながりを保つために何かできることはないか」と、地域の方々がアイデアを出し、工夫して、多岐にわたる様々なことに取り組んでこられていますので、ご紹介させていただきました。このほか、取材中の事例で、相手方の了解が得られたものについては掲載したいと考えております。

次に、163ページをご覧ください。ここからは資料編になります。全部はご紹介できませんので、主なものをご紹介します。

まず、171ページをご覧ください。市の取組みの一覧となっております。再掲を含めて全部で137の取組みになりました。このほか、助成を探している方などがアクセスしやすい費用助成の一覧表を掲載する予定です。

次に、176ページをご覧ください。ここからは、市民の方が活用できる様々な相談支援機関の概要と連絡先をまとめております。

次に、193ページをご覧ください。ここでは、「市内施設一覧」としまして、社会福祉法人の施設において、地域の福祉活動での利用を認めている「地域交流スペース等」の一

覧を掲載しております。

冊子を用いた説明は以上でございます。本計画の原案作成にあたりましては、山下会長を始め、委員の皆様にご多大なるご協力を、そしてご意見をいただいたところです。また、区支え合いのまち推進計画の策定にあたりましては、各区の推進協委員長、そして地域の皆様のご多大なるご支援をいただきました。この場をお借りしまして、改めまして御礼を申し上げます。私からの説明は以上です。

○山下会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見ございましたら、挙手のうえ発言をお願いいたします。岡本委員からどうぞ。

○岡本（武）委員 千葉県社会福祉士会の岡本です。

施策の方向の包括的な相談支援体制の構築のことでお聞きしたいです。資料1-3の、116ページ。2点あるのですが、ナンバー88の包括的相談支援体制の構築で、「分野横断的な包括的相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。」という記述があるのですが、この「検討を進めます。」というところでどんな検討が進むのか先が見えないのですが、個人的に千葉県の中核地域生活支援センターみたいなものが今後必要になるのかなと思っているのですが、そのあたり何か。あともう1点、その下の89。相談支援機関向けコンシェルジュ。こちらこの名称だと何をやるか、今ひとつわからなかったなので、この説明をしていただければと思います。お願いいたします。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。お願いします。

○事務局（和田課長）はい。まず、包括的相談支援体制の構築の方ですが、昨年度から、検討を進めているところでございます。ご承知のように、社会福祉法の改正に伴い、重層的支援体制整備事業というものが、厚生労働省の方から打ち出され、今年度から、市町村の手挙げ方式で実施できることとなって参りました。

この重層的支援体制整備事業というのは、断らない相談支援というものをお題目に掲げまして、どのような相談でも包括的に受けとめ、どのような支援を行うことができるのかを、チームで検討をしながら、支援を続けていくというような内容になります。

本市においては、それぞれの属性ですとかサービスごとに、高齢者の相談でしたらあんしんケアセンターですとか、あとは障害者の相談でしたら、昨年度から、障害者基幹相談支援センターができたりとか、あとは困窮者であれば、生活自立・仕事相談センター等が、それぞれの分野・属性に基づき、相談支援を行っていたところですが、これらの制度から外れる方ですとか、制度の隙間にあったり、あとは複合的な課題を抱える方々というのは、どうしても存在している、その方々が増えてきているような状況もございますことから、厚生労働省の重層的支援体制整備事業の創設を踏まえまして、本市でどのような形で、相談体制を構築していけばいいかという検討を昨年度から着手し始めたところでございます。

また、お話もございましたように、千葉県内では、中核地域生活支援センターというのが、この重層的支援体制のはるか前に設置されているところでございまして、一定の成果を見ているところでございます。ただ、この中核地域生活支援センターは、千葉市には設置されていないというところがございますので、この重層的支援体制を含めて、千葉市にとってどのような形で設置することがいいのかというところを含めて、ただいま検討をしているところでございます。

その次の相談支援機関向けコンサルジュですが、書いてありますように複合的な相談が増えているということで、単独の相談支援機関で解決しづらいような課題が、一定数出てきているというところを、各相談支援機関の方からの声として聞いているところがございまして、このような相談支援機関同士を結びつける「コンサルジュ」というような役割を、この相談支援機関向けコンサルジュは担うこととして、設置をしているところでございます。この相談支援機関向けコンサルジュは、重層的支援体制と並列して動くというようなところは、今のところはどういうふうに含めてやっていったらいいのかというところもですね、検討の中にはございますので、この相談支援機関向けコンサルジュの活動を活かした形で本市の包括的な相談支援体制を作っていきたいというふうに考えているところではございます。以上です。

○山下会長　もうちょっと質問されますか。はいどうぞ。

○岡本委員　ありがとうございます。この相談支援機関向けコンサルジュさんはどこに配置されて、どういうふうな相談機関の繋がりを支援するのかっていうのが、よくわからなかったですけども。

○事務局（和田課長）　はい。現在は私ども地域福祉課の中に1名配置しております。この方は、会計年度任用職員でございまして、精神保健福祉士などの資格を有しております。地域の中で、その中核地域生活支援センターの相談にも、従事された経験をお持ちの方でいらっしゃいます。

実際の活動といたしましては、まず、相談支援機関同士がどのような相談を受けているのか、どのようなことを守備範囲にしているのかというところが、なかなか見えていないような状況もございましたので、それらの情報をこちらで集約いたしまして、この相談支援機関はこのような相談を受け付けてこのような事例を扱っておりますというものを、冊子にいたしまして、それを市内の相談支援機関に配布をし、かつ、お困りのことがありましたら、ぜひこの相談支援機関向けコンサルジュに、ご一報いただければということで、周知をしているところでございます。

なにぶん1人での活動になりますので、目立った実績というのが、なかなか難しいところではあるのですが、あんしんケアセンターなどの個別会議などに参加をさせていただきながら、事例を取り扱っているようなところがございます。

○岡本委員　はい、わかりました。まだ情報収集しているような段階というふうに受けとめます。ちょっと長くなるので大丈夫です。ありがとうございます。

○山下会長　ありがとうございます。では武井委員、どうぞ。

○武井委員　武井でございます。前回の追加の意見をいろいろ取り入れていただきありがとうございます。もう一度読み直してみたら、ちょっと誤植も含めて、何ヶ所か問題あるようなので、それは後でお話させていただきたいと思っております。ここの場で、お聞きしたいのが、41ページのところで、基本理念というのがありますけれども、これは市の方の計画についても、また各区についても、共有する考え方の基本理念、今回の第5期の計画はこれが基本理念ですと。それから、市の方の基本理念を受けた基本目標は、83ページにあるところの基本目標でやりますと。それを考えると、各区の目標のところには、基本目標と入れているところが多いですが、基本理念は私ども中央区も、基本理念にしたんですけれども。そもそもこの41ページの基本理念を受けて、各区で基本目標を定めて

やるという、そういうイメージの体系でよろしいでしょうか。そこら辺が一つ引っかかった点で、各区の計画で基本理念という言葉で書かれてるところも出てきてるんですけども、基本理念が二つ出てきちゃうのっていう感じのところもありましたのでお聞きしたいのと、それからもう1点は、この文書、これ千葉市として書かれてるのだと思うのですが、1ページのところの例えばスタートのところ、この人口減少なんていうのが、2行目に出てきてるのですが、千葉市のことを言うとしたら、まだ令和3年の今のところまでは、人口減少とは言えないと思うんで、こういう文章も全体の流れとして、千葉市のことを書いてるという理解だったら、そのあたりも問題になってきます。そのあたりで回答いただければと思います。

○山下会長 はい、お願いします。

○事務局（和田課長） はい。基本理念につきましては、まず41ページにある基本理念ですけども、こちらの「住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をつくる」というところは、現在策定中であります千葉市全体の新たな基本計画の中で掲げている部分を、引用させていただいております。この基本理念というのは市の基本計画から持ってきているところというところを踏まえ、市の計画、各区の中の計画すべてを包含するという位置付けであると考えております。

各区の支え合いのまち推進計画につきましては、平成18年度の第1期から、基本理念や基本目標が受け継がれてきたという歴史があるところで、そのように思っているところでございまして、一方で、市計画の方で地域共生社会の実現というふうに掲げさせていただいているのですが、市の計画に掲げている理念や目標は市全体を包み込むものでありますので、地域の理念、目標と抵触するものではないのかなというふうには、とらえているところでございます。

ただ、文言の整理が必要ではないかというようなご議論につきましては、いろいろあるのかなというふうに思いますので、そこについては、調整が、今後の課題になるのかなというふうにも思っているところでございます。

次の文書全体のその書き方につきましては、おっしゃる通り千葉市について書かれているものございますので、そういったところを踏まえ、ご指摘のように、まだ令和3年は千葉市は減少局面にはないじゃないかというようなご意見は確かにその通りだなというふうに思うところでもございますので、そこら辺の書きぶりにつきましては、もう一度、見直しをさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○武井委員 はい、ありがとうございます。さっきの基本理念のところの話なんですけども、少なくとも、41ページにあるこの基本理念そのものは、市の方の計画とか市の取り組みはもちろんのこと、各区の取り組みにおいても、この基本理念は全部共有されているものと、そういう解釈でよろしいんですね。

○事務局（和田課長） はい、そのように考えております。

○山下会長 はい、ありがとうございます。この各区の計画を見て、基本目標と書いてある区と、基本理念と書いてある区があるので、少し策定された、その作業された方々ともう1回調整をして、統一できるのかどうかという検討、こちらで預らせていただくということでもよろしいでしょうか。

まず、地域福祉計画が、いわゆる社会福祉法上は上位計画と言って、障害・高齢・児童

等の個別分野計画の上位計画というふうに、今回の法改正で位置付けられているので、そうした事も踏まえて少し調整したいと思います。

他ございますか。はい、どうぞお願いします。津田委員ですね。

○津田委員 若葉区の津田と申します。まずこの市の計画については、早く完成して欲しいというのが正直なところでありまして、先日も若葉区の支え合いのまち推進協議会で、計画が一応承認されたのですが、今後の重点項目だとか、具体的な取り組みの検討をですね、今後構築していかなくてはならないので、市の計画自体が非常に重要になりますので、なるべく早く完成を見たいと思っています。

今日の中身のところで少し気になるところがございまして、資料1-2の要旨の16ページのところでですね。地域の支え合いの力を高めるということで、主要施策の4番の「地域づくりの担い手」ですとか、「リーダーの育成」、この課題はですね、6区の計画から見ても皆さん、非常に大きな問題としてとらえているわけです。本当に解決しない限りですね、この問題というのはいろんなこういった計画を進めていく上での根幹に関わることなんです。

私も自分の自治会なり何なりにも同じような問題を抱えておりまして、これもですね、4番の「地域づくりの担い手」に関して、市の主な取り組み事業というのは、千葉市の地域づくり大学校を開催する、ということございまして、これだけかなと思って、実際の方案の方を見ますと、いろいろな講座を開設するというございまして、こうすることによって本当にですね、我々6区の中のいろいろな活動団体や自治会の、地域福祉を担ってくれる人が、増えるのだろうかということがちょっと気になるわけです。

これはもちろん市がやることと、それから各区、或いは各いろんな自治会なり何なりがやることとは違うわけですが、こういった地域活動を担ってくれる人を発掘することが極めて大事なんです。それにはですね、やはり啓蒙活動というのを徹底的に行うことだろうというふうに私は思っております、自分たちの地域でも徹底的な啓蒙活動が必要だと思っておりますし、実施していこうかというふうに思っています。さらにですね、地域の啓蒙活動の後押しになるような施策がですね、市としての施策があってもいいのではないかというふうに思っています。ですからこういったやり方はいろいろあるんですが、それをですね、共通の課題としてですね、議論、或いは議論するような場所があってもいいのではないかというふうに感じています。

そして、この担い手問題というのはですね、多分、何も千葉市、我々だけの問題ではなくて、日本のどこの都市でも問題になっていることだろうというふうに思います。他の都市ではどのような取り組みを行っているのかなど。こういったような、調べていきますかね。そういった情報もあることがですね、いろいろな解決に繋がるのではないかと思います。

ちなみにですね。先日12月20日の朝、テレビを見てたんですが、その時ですね、「オンライン市役所」という、紹介がありましてね。市役所の人と同じ立場にいる他の市役所の方々にですね。いろんな意見情報を聞けるというような番組でありまして、他の市の方たちが行政としてね、どう対応を講じているのかとか、そういったような情報も聞けるような番組でした。市も、我々も共通の課題でありますので、市のほうでリーダーシップを発揮していただけるような場があってもいいのではないかというふうに感じております。

以上です。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。今の津田委員の件については、重ねていきましょうか。川畑委員、どうぞ。

○川畑委員 津田委員のおっしゃる通り、担い手の問題というのが最大の問題であろうと思います。一方、資料1-2の8ページでございますかね。福祉活動へ参加したいという人が、7割いらっしゃる。この7割の方が、どういう形でその担い手になっていただけるかというところが一番問題でございますね。

今我々が一緒にやっている皆さんというのは、大体、65歳以上の方がほとんどでございます。従って今後担い手の問題というのは、もう少し若い方が、いかにして、この活動に参加できるような体制ができるかというところが一番問題。ところがこの若い方の圧倒的の大部分は、お仕事が非常に忙しくて、一方、かつてと違いまして、専業主婦の方がほとんどいなくなっているという状況の中で、これを福祉活動にいかに取り込むかということは、全体で考えていかなければいけない最大の課題であろうということでございます。以上です。

○山下会長 はい、ご指摘の通りです。どうもありがとうございました。今、手が挙がっている長岡委員、どうぞお願いします。

○長岡委員 長岡ですけれど、資料の1-2の基盤整備のところでお伺いしたいんですが、地域で活動するためには、居場所、拠点が必要なんですね。居場所について、いろいろ書かれているんですけど。千葉市は、かつて、公共施設の見直しを行ってですね。例えば、児童センター、老人センター等ですね。もう、役割が終わったということで、建物が古くなったっていうのも、加えてありますけど、かつて千葉市に、児童センターが6区にあったんですけど、全部廃止になりました。老人センターもあったんですけど、すべて廃止された。市の公共施設があることによって、地域の高齢者から、若者子供まで、集まって、地域のいろいろなことに支え合ってきたっていうのがあるんですけど。それが役割が終わったということでは、その辺のやっぱり反省に立つと、新たに、施設が必要なんだったら、古い施設を補強して使うとか、そういうことが必要ではないかと。言葉では、非常にこう綺麗に書かれてるんですけど、かつてそういうふうに、公共施設はもう見直しだということではなくしてきてるというのがあるわけですね。やはりその辺をきちんと見直して、どう今後、この拠点づくり、子供の居場所にしても高齢者の居場所にしても、昔からある農村とか、いわゆる古い地域だったら、それなりの昔からの集まりの場所があるんですけど、例えば美浜区みたいに、マンションとか、URとかですね。まちづくりがされたところは、居場所っていうのはないんですね。公共的な場所がないと。それにあったのが、もう役割が終わったということではなくしてきてると。やっぱりそういうことをやはり一つ反省の上に立って今後どうしていくかと。

それと、社会福祉協議会の地区部会が非常に重視されているんですけど、美浜区においては、社会福祉協議会の事務局は会長宅とか、いわゆる活動の拠点とならないんですよ。社会福祉協議会は、社協地区部会の会長宅に置くというような状態。やっぱりこれだけ社会福祉協議会の地区部会の活動が重要視されているのであれば、やはり地区部会の基本的なあり方を見直して、きちんと活動ができるようにして欲しいと思います。

私は美浜区の幸町ですけど、地区部会が活動してた拠点がなくなって、今、社会福祉協

議会は会長宅になっていますよね。そういうことで、集まりが持てなくなってるということがありますので。

それから、千葉市はこの公共施設の見直しで、学校統廃合になった後、やはりその活用がね、民間に売却されてマンションや戸建てが建ったりしてる地域もあるわけですね。その辺をやっぱり地域とよく話し合っ、きちんと、それをどう跡施設に利用していくかということも必要ではないかなということがあります。

いろいろあるんですけども、時間がないようですから、そういう居場所づくりを言葉の上では書かれていますけど、実際どう構築していくかというのを具体的に示して欲しいなというふうに思います。以上です。

○山下会長 はい。長岡委員、どうもありがとうございました。地域福祉の、いわゆる住民等が集まり、拠点、居場所の整備の必要性についてもご指摘いただきました。時間が迫って参りましたが、おひとりぐらいどうぞ。はい、鈴木委員。

○鈴木委員 すいません。鈴木ですけども時間が迫ってますので簡単にしたいと思えますけど、一つですね、事務局にお願いしたいのは、こんなに立派な計画ができてるわけですね。問題はこのPDCAのサイクルをどう回すかということになります。このDの部分、具体的にもうちょっと何か、現れてないですね。計画とかそういうのは立派にできているんですよ。我々、このDの問題は、本当我々の問題だと思います。これは161ページに書いてありますけれども、ここに全体の、要するに団体が各地区にはあるわけです、これが具体的にね。本当にさっきも紹介されていましたが、ほんの一部分なんです。本当にこれらの団体がみんな手をつないで、本当にやっていくとなりますと、このプランはいっぱいできるし、このDの問題がうまくいけば、Cはここでチェックできるわけですね。そこをもうちょっとそのDの問題を具体的に、何とかならないのかねと。これ、縦割りですからしょうがないんでしょうかね。保健福祉と地域とうまくいかないと思うんですけどもそこを何とかやらないと、この問題は解決していかないんじゃないかなと思いますんで、その辺ひとつ考えていただきたい。よろしく願いいたします。

○山下会長 はい、どうもありがとうございました。ご意見いただきました。他ございますか。よろしいですか。松崎委員、どうぞ。

○松崎委員 それぞれの各区の推進委員の方のいろんな発言を聞いていまして、全くその通りだなと。まず一つはやっぱり担い手ですね、いろんな担い手が足りないところあるんですけども地域活動していく担い手を、どのように参加していただくかというところで、千葉市は、地域づくり大学校として、担い手の大学を作っていらっしゃいますけども、その方はどこでどのような活動をしてらっしゃるのかなということを、ちょっと疑問に思いました。担い手は、地域で生活している中で、こういう方が参加していただいたらいいんじゃないかなと思うことはたくさんいらっしゃるんですけども、なかなかこういう施策がですね。こういうものを持って行って説明してもですね。やはりちょっとなかなか理解していただけないのですが、まずいろいろな形で担い手を要請しようとしておられるんですけども、それが地域福祉活動の中に、ぜひ参加していただけるような、何か道筋をつけていただきたいなということが、一つございます。

それから居場所のことについてはいろいろな考え方があろうかと思うんですね。その中で私は前から、もう一つこの公民館というですね。公民という形で戦後できてきた、これ

をもう一度、やっぱりパブリックな形で地域の中で、その公民館のあり方ということで、やっぱりそこにぜひね、本当だったら地区部会の事務局をそこに置いて、その活動の場がそこの中にあるというところが、一番地域住民としては、よくわかっていて、比較的、大体歩いていけるようなところじゃないかなというふうに思うんですけども。ひとつそういう既存のものをもう一度見直してみるという形で、居場所と活動の場ですね、ぜひそれを次回は、何らかの方法で作り出していきたいなということです。

もう1点は、これだけ非常によく練られて、本当に包括的、なおかつ重層的相談支援体制をこれからつくっていくぞというふうな、そういう主旨がしっかりとこの計画、5年計画ですからね。その中でしっかり書かれておりますけれども、これをどうやってパブリックに皆さんに周知して、そしてなおかつ、なるほど自分の地域でこういうことやってみようと、というような取り組みの気持ちがですね、起こるような、広報の仕方ですよ。YouTubeでおやりになるのか。千葉は、ケーブルテレビがあるんですけど、千葉市はありますか。何かそういうところを活用するか、或いは何か一つ、CDに焼いていただいて全部の、各地区部会に配ってですね、そしてみんなで一緒にこれを聞いてみる、見てみるというような先ほど啓蒙活動とおっしゃいましたけれども、何かそういう手段をもうちょっと一歩ですね。とられた方がいいのではないかと。どうもやっぱり私もなかなか細かいところですね。全部読むというのは大変ですけども、地域の方にやはり関心がないわけではないんですね。やはり、何か機会があったり、或いは自分が今持っている時間と、参加したいというお気持ちが、あるということはずばらしいことだと思いますので、ぜひその辺を、何か施策的に考えていただけたらなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○山下会長　　どうもありがとうございました。副会長、何かございますか。いいですか。わかりました。ということで時間になりましたのでこのことにつきまして、この若干の修正と協議事項を事務局、会長預かりとさせていただきます、この原案を確定させていただくということでよろしいでしょうか。

はい。コロナで声が出なくて、うん。とうなずくような声が聞きました。

新型コロナウイルスの関連でこの計画は2年越しになりましたけれども、第4期の計画と大きく、基本理念や、市の取り組みについてはかなり内容が精査されて、第4期よりもさらに充実されていると思います。

また、各区の支え合いまち推進計画におかれましても、区の現状というものを丁寧に記載させていただいて、中央区は、さらに自治会ごとのデータで高齢化率や人口の状況にも、やはり地区部会の中にもさらにその地区で、状況の変化があるといったことも、大きく示されているという点で、事務局も含めてこの策定の準備は大変お疲れ様でございました。

また今、皆様がおっしゃったような、地域コミュニティ、つまり顔と顔が見える関係の松崎委員が歩ける範囲というふうに申し上げましたが、そうした地域コミュニティを支える場を、これからこの新たな計画で作っていく上で、地区部会を各区の中核にする組織として、さらに位置付けていくためには、今日委員からのご質問、ご意見がございました、場とか、或いは担い手について、どのように広がりを見せていくかというのが、コミュニティソーシャルワーカーや各施策で地域に関連する相談事業を行っている方々、或いは、今日時間がなくて、意見いただけませんでしたけれども、社会福祉法人における公益的な

取り組みといった、そうした要請も、社会福祉施設が、より施設の事業だけを行うわけではない、その社会福祉法人としての新たな方向を目指すといった、社会福祉法人の示されている方向がある中で、社会福祉法と各法の関連する相談というもののプラス、社会福祉法の関連する法律ではないんですが、成年後見制度の利用促進も含めて、今日十分にご意見いただけませんでした。地域福祉を推進する一体的な計画として第5期を進めていくといった方針にしたいと思います。

以上で議論については、ここで一旦収束をさせていただきまして事務局にお戻しします。
○事務局（佐藤主査） ありがとうございます。臨時委員の皆様におかれましては、この議題（1）で終了となります。お疲れ様でした。

それでは5分程度の休憩を挟みまして11時35分から、後半の議題（2）に入らせていただきたいと思います。ここまで貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。それでは、休憩に入らせていただきます。

（3）議題2 千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について

○事務局（渡邊主任主事） 皆様11時35分になりましたので、これから後半の審議を始めさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。そうしましたら、これから後半の審議を始めさせていただきたいと思います。私はこれより、司会を務めさせていただきます、保護課の渡邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の再開に当たり、改めて会議の成立についてご報告させていただきます。千葉市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席が必要となりますが、臨時委員を含めない、委員総数15人のうち、12人のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、傍聴人の皆様におかれましては、お配りした傍聴要領を遵守していただきますようお願いいたします。

それでは、再開に当たりまして、千葉市保健福祉局次長の松島よりご挨拶申し上げます。
○松島次長 皆さんおはようございます。保健福祉局次長の松島でございます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第2回地域福祉専門分科会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、保健福祉行政のみならず、日頃から市政各般にわたりましてご支援ご協力をいただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。

ご挨拶の冒頭に皆様もお気になさっている新型コロナの状況につきまして、ご報告させていただきます。昨年初めから市民生活それから経済活動にも大きな影響を与えております、この新型コロナウイルス感染症なんですけれども、本市ではこの夏のいわゆる第5波におきまして、8月の後半に1週間の新規感染者数が1,700人を超えるピークを迎えた後、9月いっぱいではほぼそのピークが収束しまして、10月下旬からは1週間の感染者が、10人を下回る状況が続いておりました。

しかしこの2週間は、13人、10人と、少し感染者が増えている状況でございます。

オミクロン株という感染力が非常に高いと言われている、新たな変化も日本に入ってきております。

これから年末年始の人と会う機会が増える時期に入りますので、皆様方におかれましては、今一度感染症対策の継続をお願いしたいと思います。

また、そのオミクロン株にも有効と言われておりますワクチンの追加接種でございますが、本市におきましても、医療従事者の方々を対象に、今月頭から開始されております。先週来のテレビ新聞等の報道でご承知かとは思いますが、政府の方で、医療従事者及び高齢者施設等の入所者等につきまして、2回目の接種完了から8ヶ月以上の経過を待たず、65歳以上の方につきましては2回目接種から7ヶ月以上、医療機関及び高齢者施設等の従事者並びに入所者入院患者につきましては、6ヶ月以上経過した後であれば、追加接種できるとの方針が示されたところです。

本市では現在これに合わせて、接種券の発送スケジュールですとか、接種券が届き次第かかりつけの医療機関や市の集団接種会場で、ご予約をいただける体制を準備しておりますので、接種券がお手元に届きますまでお待ちくださるようお願いいたします。

なお、医療従事者及び高齢施設等の従事者入所者等の皆さんで、すでに2回目接種の6ヶ月が経過して接種券が届いていない方もいらっしゃると思いますが、6ヶ月を経過していれば接種を受けることができますので、詳細につきましては所管部署から、各施設等にご案内を送らせていただく予定で今動いておりますのでご承知おきください。

さて、前置きが長くなりましたけれども、本日の後半の議題は、「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について」でございます。

無料低額宿泊所につきましては、社会福祉法におきまして、第二種社会福祉事業として位置付けられている事業を行う施設でございますが、その利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保することを目的とし、設備運営の最低基準の創設など、法令上の規制の強化を図るために、社会福祉法が改正されて令和2年4月1日に施行されたところです。

この法の改正に合わせて、本市におきましても、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定施行したところでございますが、設備運営の基準を定める厚生労働省令という省令におきまして、来年4月、令和4年4月1日に施行するとされましたサテライト型住居の基準につきまして、その4月1日に合わせまして本市条例においても規定する必要があるため、本日条例の改正案につきましてご審議いただきたいと存じております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。

本日のご審議よろしくをお願いいたします。

○事務局（渡邊主任主事） それでは次第の2議題（2）に入らせていただきます。

引き続き、山下会長に議事進行をお願いしたいと思います。

よろしくようお願い申し上げます。

○山下会長 それでは次第の2議題（2）、千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

○事務局（鳩川課長） 保護課の鳩川です。後半の部となりますが、もうしばらくお時間いただきたいと思います。座って説明させていただきます。

それでは議題（2）千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について説明をさせていただきます。

議題（２）資料と右上に記載してございます資料をお手元をお願いいたします。

１ページ、資料２－１となりますけども、千葉県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

これはいわゆる最低基準と言われているものでございます。

今回の改正は先ほど次長からも説明がありましたように、本体の無料低額宿泊所にサテライト型住居を設けることができるとし、本体施設とサテライト型住居を一つの無料低額宿泊所とする厚生労働省令の基準により行うものです。

まず、無料低額宿泊所というのがどういうものかといいますと、１の（１）に示してございますが、社会福祉法により第二種社会福祉事業として定められておりまして、「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、運営する場合は、都道府県、政令市または中核市に届出を行うこととなっております。

基本的に、一時的な居住の場でございます。

直ちに単身での居宅生活が困難な方に対し、居宅生活が可能な状態になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない方に対し、居宅と社会福祉施設の中間的な居住の場を提供する役割を担っております。

主な利用者さんについては、居宅での生活歴がない方、或いは、住所不定の期間が非常に長い方等が利用されておりまして、利用者の多くは生活保護を受けているという状況となります。

次に（２）の契約及び利用料ですけども、利用者は事業者と居室の利用に関する契約を締結するほか、希望する場合は食事の提供等のサービスの提供に関する契約を締結いたします。

事業者は契約に基づき、利用料として、居室の使用料、共益費、光熱水費、食事の提供に要する費用、日用品費などの費用を入居者から受領するということとなります。

なお、千葉市の状況を申し上げますと、無料低額宿泊所の利用料は、差はあるんですけども、月額約９万円の利用料となっております。

次に（３）サテライト型住居です。本体となる施設がございまして、それと一体的に運営される附属施設のことです。本体施設と附属施設すべてを合わせて無料低額宿泊所といい、うち附属施設部分をサテライト型住居といいます。

現在千葉市において、このサテライト型住居に、類似する施設は存在しておりませんが、条例の施行後におきましては、実施したいとの意向を示している事業者さんがおります。ここにイメージ図を示しておりますけども、これを見ていただくとどういう状況が推測されるかといいますと、空き家を活用して、運営が見込まれるということがいえると思います。

次に、２ページの２の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する条例の改正ですけども、令和２年４月社会福祉法の改正として、無料低額宿泊所の利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するために社会福祉法が改正されまして、規制が強化されたということです。

法定の基準を創設し、厚生労働省令を標準とし、或いは参酌した上で、条例で基準を定めることとなりました。

この条例につきましては（２）に記載の通り国基準に基づき、千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を、令和２年の４月１日に施行したところです。

次に、（３）のサテライト型住居に係る基準でございます。

国の基準におきましてはサテライト型住居の基準について規定はされておりましたが、次のア、イの理由から、施行期日は令和４年４月１日とされたところです。

アといたしまして、サテライト型住居のような小規模施設について国基準発出時において、位置付けが明示されていなかったこと、イとして、当基準の施行にあたって一定の準備期間が必要であり、国において施行期日までに必要な措置を講じるものとされたことがございます。

これを受けまして、（４）各自治体の対応方法ですけれども、条例制定にあたって国より二つの方法が示されたところでございます。

アといたしまして、サテライト型住居に係る規定を整備した上で、当規定に係る施行を令和４年４月１日と定める方法。

イとして、条例制定時にはサテライト型住居に係る規定は設けなくて、令和４年４月１日までに条例を改正する方法の二つ示されたこと。

（５）が千葉市の対応方法なんですけれども、国において講じる必要な措置を基にサテライト型住居に係る規定を整備するため、（４）のイに記載のある、条例を改正する方法により対応するというところにいたしました。

千葉県、神奈川県等も本市と同様に、施行期日までに条例を改正する対応としております。

次に３のサテライト型住居の設置基準です。

本日のこの点がメインとなりますけれども、この内容を条例に盛り込むものです。

（１）入居定員は、本体施設は５人以上１０人以下、サテライト型住居は１住居について４人以下となります。

（２）利用期間は、原則として１年以下となります。

入居者の状況に応じた適切な転居先が確保できない等、特別な事情がある場合は、１年間を超えてもやむを得ないものとします。ただし、１年間を超えた入居継続の必要性の判断は、本体施設以上に十分な検討が必要となります。

次に３ページの（３）の設置範囲でございます。

本体施設から概ね２０分で移動できる範囲となります。

本体施設とサテライト型住居との全体として一体的なサービス提供に支障がないものとするために、無料低額宿泊所の職員が通常用いる交通手段により、緊急時においても、速やかに対応可能な範囲であることが必要となります。

次に、（４）設置可能数でございます。

施設長の要件を満たす者が、施設長のみの場合は４ヶ所以下、施設長の要件を満たす者が施設長以外に１人以上配置されている場合は８ヶ所まで認めるというものです。

次に、（５）定員の合計でございます。

施設長の要件を満たす者が施設長のみの場合は２０人以下、施設長の要件を満たす者が施設長以外に１人以上配置されていれば、４０人以下となります。

次に４のサテライト型住居の設備基準ですが、設備基準につきましてはサテライト型住居

ごとに現行の基準が適用されます。

設備基準については（１）から（３）に記載の通りです。

なお、（２）に規定する基準については、他の者と共用することなく、単独で使用することとし、国がいうところのワンルームマンション型が望ましい形態であるとしております。これは結構ハードルが高いと考えております。

次に、５サテライト型住居の運営に係る留意事項でございます。

（１）サテライト型住居の意義ですけれども、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境で、居宅での生活に移行するための準備及び訓練を行うもので、居宅生活の準備を行う観点から、食事や日用品の購入については、自炊や買い物の機会を確保すること。できる限り、入居者本人が行うよう努めるものとしたします。

次に（２）サテライト型住居への移行の方法でございます。

アといたしまして、サテライト型住居設置事業者において移行予定者の状態像や生活能力等のアセスメントを行います。

イとして、移行予定者のサテライト型住居への移行の希望等を確認いたします。

ウとして、サテライト型住居への移行について、保護の実施機関への相談を行うこと。この保護の実施機関というのは、生活保護を行う部署でして、千葉市で申し上げますと、各区保健福祉センター内にある社会援護課となります。

相談を受けた保護の実施機関は、サテライト型住居設置事業者及び移行予定者とともに支援方針を確認し、必要により、意見をすることとなります。

次に、４ページの（３）利用料の設定でございます。

本体施設に比較して、支援にかかる時間がない、少ないということが想定されることから、サテライト型住居の入居者に対するサービス提供に係る費用について、本体施設の入居者と比較して、不均衡とならないよう、適切なサービス費を設定することが必要であります。

続いて、６のスケジュールでございます。

今月下旬にパブリックコメントの手続きを開始しまして、来年２月、議会に条例改正議案を提出します。議会議決を経まして４月から施行と考えております。

次に、５ページ、資料の２－２をご覧ください。

皆さん関心があると思いますけれども、本年の１０月１日の千葉市の無料低額宿泊所の状況を示してございます。

施設の数が４７施設で定員は２，６１０名。入居者数は２，３５４名となっております。

また２といたしまして、無料低額宿泊所設置事業者に対しましてサテライト型住居の開設に関し、調査をした結果を記載してございます。

結果は記載の通りですけれども、開設を検討している事業者が、６事業者となっております。

条例の改正後、開設の届出があった場合には、条例に基づき、必要な指導を行いたいと考えております。

説明は以上となりますけれども資料２－３、２－４、２－５、２－６として、無料低額宿泊所の設備及びに関する基準を定める改正条例案、新旧対照表、厚生労働省から示されました、国の基準ですとか、基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項が記載されて

ございます。

それともう少し補足しますと、今後、この無料低額宿泊所の関係で、今サテライト型住居というのは、今千葉市ではございませんが、これを何らかの形で規制しませんと、法的位置付けのない施設となります。

貧困ビジネスの観点及び利用者保護の観点という部分を考えた場合に、国において、基準として、規制を強化する必要があるということで、サテライト型住居に係る基準が設けられたということになります。

説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

○山下会長 はい。

それでは、ただいまの説明につきましてご質問ご意見ございましたら挙手の上、発言をお願いいたします。

齋藤委員お願いします。

○齋藤（一）委員 民生委員の齋藤です。ちょっと聞きたいんですけども、資料の1ページの（3）に、サテライト型住居ということで、本体施設からサテライトというような形で、図があるんですけども。

めぐりまして2ページの方に、3にサテライト型住居の設置基準というのがございますね。本体施設、5人以上10人以下というふうに記述されているけれども。

1ページの図で言いますと、この本体施設の定員数っていう理解してよろしいでしょうか。

それと関連するんですけども、3ページの（5）に定員数の合計ってありますね。ここに要件を満たす施設長のみがいる場合には20人以下、施設長の要件を満たす者が施設長以外に、いる場合には40人以下ってなってますね。

このご説明していただければありがたいです。

○事務局（鳩川課長） はい質問ありがとうございます。

私の方でちょっとあんまり早口だったんでいけなかったんですが、これ1ページの方に本体施設というのがございます。

これはあくまでも本体施設は5人から10人以下でないと駄目だということでございます。

これを超えてはいけません。

それと、このサテライトの部分は、1住居につき、これは4人以下ということでですね、とらえていただければいいと。

簡単に言いますと今、50人とか30人とかっていう規模でやってる無料低額宿泊所がございませぬけども、そういったところはこういったことで参入できない、サテライトはできないということになります。

あくまでも本体施設は5人から10人以下としていただくということになります。

それから基準のほうの3ページの方でございませぬが、これは施設長以外の職員配置の部分で、設置可能数ですとか、定員制限が決められているということでございます。

○齋藤（一）委員 ありがとうございます。

それともう1点なんですけれどもね、このサテライト型の施設と、今非常にちょっと問題

になってますって言いますかね。シェアハウスがあるんですよ。このシェアハウスも、ほとんどの方が生活保護受給者なんですよ、無料低額宿泊所と全く同じような機能を有しておるといような状況ですよ。

条例改正の問題ですから、このシェアハウスの問題とは直接関係ないんですけども、今後、この辺のことも整理する必要があるのかなと感じております。

○事務局（鳩川課長） 説明させてもらいますと、今おっしゃられたようにシェアハウス型っていうのがあるんですけども、国も気にしております、単独で設置されている、例えば5人未満の施設は、社会福祉事業に当たらないんです。

そういった単独で民間賃貸住宅を借りている方のあり方につきましては、引き続き国が検討するとされ、いつになるかわかりませんが、何らかの条件とか、指針とか、出てくる可能性はあると考えております。

以上です。

○山下会長 ありがとうございます。

わかりやすくなったので質問ありがとうございました。

他ございますか。

はい、松崎委員お願いします。

○松崎委員 サテライト型住居へ移行していくっていうのは、希望者なのか、それともかなり生活的に自立的なことができなおかつ外に働きにも行ってるというような利用者なのか、利用者の希望によってそのサテライトの方に行くように指導するのかですね、そこが一つ伺いたいなということ。

つまりそうしますと、生活能力をきちっとアセスメントするってことになってますので、それが生活能力があるというふうと考えられた場合に、そちらの方に移行するように進めていくのか、もしくは本人の希望なのか。

それからもう一つはサテライトで、1年を超えた場合、2年3年と。というような場合はどういうふうにしていくのかですね、ちょっと伺いたいと思います。

○事務局（鳩川課長） はい、それでは2点の部分でございますけどもまず前段の方ですね。

まずサテライト型の入居者の選定と申しますか、そういった方がどういったことになるかといいますと、自立度が高い、要は一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者、ということで、一般の住宅の方へなるべく早めに住んでもらいたいという方を選考して、サテライト型に入所させるという考えでございます。

それと入居の期間でございます。

これは私どもも非常に懸念しているところでございまして、1年間で、炊事とか洗濯とか買い物とか、そういったものに慣れていただく、訓練をしていただくということになります。

それで、もし1年間やって駄目だったら、再度またやりますということも可能ですけども、これは、保護の実施機関と協議の上引き続きサテライト型に入居するのかどうか、そういったものを協議しながら進めていくということになると思います。

以上でございます。

○山下会長 はい、ありがとうございました。

他ございますか。

はい、鳥越委員お願いいたします。

○鳥越委員 はい。お世話になってます。

資料2-2のところで、こんなに入居率がいいんだってびっくりしましたけれども、現在無低に入られてる方の年齢層っていうか、65歳以上の方も結構いらっしゃると思うんですけども、高齢者の割合とかそういうのってのは大体千葉市は把握してるんですか。

○事務局（嶋川課長） 申し訳ないです、今手持ちで持ってないんですけども、やはり高齢化が進んでおまして、高齢者の方が多くなっております。

中には、要支援とか要介護1という方も、実態としてはおります。

○鳥越委員 はい。

結局実態として、そういうのがやっぱりあるんですよ。

介護が必要じゃなくてもですね、65歳以上の方で、例えばその養護老人ホームの対象になるような人が、これ千葉市のことを言ってるんじゃないとだけ思っていたらいいんですけども、安易にですね、行政の方が無低に送り込んでしまうっていうか、そういうケースってのは、実際にやっぱり耳に入ってくるんですよ。

それとですから、サテライトはサテライトでそれは構わないんですけども、それがやっぱりそういうようなですね、資源に流れちゃうと逆にこう困っちゃうのかなっていうあれもありますし。

あと、例えばサテライト型住居を設置するとき、先ほど空き家の活用ですとかそういった話がありましたけれども、事業者がその近隣の住民にここにサテライト、そういうのを作りますよっていうのは、事前に何か住民との協議ってのはあるんですか。

○事務局（嶋川課長） 無料低額宿泊所の届出にあたっては、当然ですね、自治会等住民の方の理解も必要ですので説明するようにしております。

十分な説明はして欲しいということを普段指導しております。

それと先ほど、サテライトの対象は自立度の高い方と言いましたけども、無料低額宿泊所を利用している方には、社会福祉施設での支援を必要とする人も中におりますので、そういった方については、養護老人ホーム、或いは特別養護老人ホームの方に、入所を希望するとか、そういった形で、今、生活保護のケースワーカーは支援しております。

以上でございます。

○山下会長 はい、ありがとうございました。他ございますか。

はい、武井委員、どうぞ。

○武井委員 武井ですが、このあたりあんまり詳しくなくて、よくわからないところがあるんですけども、サテライトのこういうことをやること自身っていうのは、どこのニーズっていうか、どういうところが一番希望して、こういうサテライトのシステムが出てきたのか。

それに合わせてちょっと考えると、入居の本体施設の方を、非常に小さいっていうか、5人から10人に制限してるんですけども、実際に今入ってる人数見ると47施設で、こんなにいるのかなと思ったんですが、約2,200人いるっていうことで、単純に考えても、50人以上いるような感じになっちゃうところだと思うんですね。

そうすると、どこが一番希望してこういうサテライトをやるようになったんだろうかって

いうのと、サテライトでこうやることっていうのは、自立支援的な、入居者への援助的なイメージがあるのかどうなのかってそのあたりもお聞きしたいんですが。

○事務局（鳩川課長） はい。

まずですね、千葉市の実態からしますと定員の多い無料低額宿泊所を運営しているところが多いです。中には20人、30人という定員のところは当然あります。

今回どうしてこういったサテライト型というのが出てきたかといいますと、やはり千葉市はまだ、多少大きな施設を構えるだけの土地とか、社員寮の跡とかがあるんですね。ただ、東京都とか横浜になりますと、そもそもそういった土地とか建物を利用できるものがない。

また、小規模でやりたいというような声が事業者さんから上がったとは聞いております。直接事業者の方に聞いてはいませんけども、国の方では、そういったことを言っておりました。

そういった経緯が、こういう小規模で運営していくことを認めましょうということですから、それで、施設長1人に対し入居者20人ということですけども、これまでの無料低額宿泊所というのは、先ほど言ったように支援を必要とする方もいれば、自立度の高い方もいること。

今回サテライトをつくることによって自立度の高い方になるべく、社会に出そうという考えが根底にあると思います。

こういったことでサテライト型、小規模な部分を無料低額宿泊所として位置付けるというものでございます。

○山下会長 はい、ありがとうございます。

他ございますか。はい、岡本委員どうぞ。

○岡本（武）委員 岡本です。

この無低から居宅へ移行させるのはケースワーカーの業務になるんですかね。

○事務局（鳩川課長） ケースワーカーがご本人の状況や希望等を聞きながら進めていくということでございます。

ただ一方で、働きたいという方も中にはいらっしゃいます。

千葉市の場合は就労支援という形で、別に委託をしまして、ハローワークに同行するとか、仕事も一緒に見つけるというようなことをやっています。

以上です。

○岡本（武）委員 他市町村ではケースワーカーがそこまでできないっていう話も聞いているので、そのあたり専門に、無料低額宿泊所から居宅へ移行するような何か方策があれば、ご検討いただきたいなと思います。

はい、以上です。

○山下会長 はい。他ございますか。

一通りの議論をしたところですけど、なかなか専門外の部分の政策でもありましてなかなか意見交換も難しいところ、或いは、高齢で無料低額宿泊所を利用される方の身体或いは心身の状況を見た場合に、老人福祉法、或いは介護保険法上の特別養護老人ホームや介護老人福祉施設の利用といったことも含めて、こうした高齢の方への支援、そして、高齢でない方のこうした利用者の生活支援というものをどういうふうに進めていくかという観

点でいうと、このサテライト型というのが、いわゆるワンルームマンションのような個室を想定して、その時に無料低額宿泊所からいきなり居宅に移るというよりは、ステップハウスのような、そうした位置付けになることがむしろ望ましくて、無料低額宿泊所の施設長やサテライトの関係する職員と、千葉市のケースワーカーがどう連携を図るかといったことが、各委員のご指摘だったと思います。

それによって、養護老人ホームへの措置をする必要が出てくるようなケースも出てくれば、或いは老人福祉法も優先させるといったことも今後の運用の中で出てくると思います。

千葉市においては、こうした無料低額宿泊所の基準について地域福祉のこの専門分科会で議論する所掌事項なので、どのような方も千葉市民として、しっかりと地域で生活されていけるような支援というもの、全般のコミュニティソーシャルワークの機能みたいな議論も、地域福祉計画に織り込んでおりますから、これを縦割りせず、これこそ重層的な体制整備の中にも、よく意識して、自治体の方でも取り組んでいただく必要があろうかと思えます。

この内容でよろしければ了承いただいたということでもよろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは議題は以上となります。

この改正案についてご審議をいただきましてどうもありがとうございました。

それでは事務局の方に移しましょうか。

(4) 閉会

○事務局（渡邊主任主事） はい、山下会長どうもありがとうございました。

また委員の皆様におかれましては、貴重なご審議を賜り、ありがとうございました。

最後に、事務局から3点ほどご連絡です。

1点目は、本日の委員報酬についてですが、令和4年の1月下旬頃に、ご指定の口座にお振り込みさせていただく予定となっております。

千葉市への登録口座を変更される場合は、事務局までご連絡お願いいたします。

2点目は、会議録の取り扱いについてです。

本日の議事録は事務局が作成し、いったん委員の皆様へ確認のため、送付させていただきます。

その後、会長に議事録へ署名をいただき、正式な議事録となりまして、インターネットで公開されます。

最後に配布資料等の取り扱いでございます。

前半の地域福祉課の計画書冊子につきましては机の上に置いたままでお帰りいただきますようお願い申し上げます。

事務局からの連絡は以上となります。

次回の分科会につきましては、決まり次第、通知を郵送させていただく予定ですので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、閉会とさせていただきます。

ご審議ありがとうございました。